

令和4年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和4年5月10日（火） 14:00～15:30

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク 代表
矢部 智 之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
赤川 和 弘 船橋市医師会
澁澤 茂 千葉県社会福祉士会 会長
野口 友 子 船橋市障害者成年後見支援センター センター長
原田 裕 仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長
大谷 美 香 船橋市社会福祉協議会
ふなばし高齢者等権利擁護センター所長
島田 将 太 保健と福祉の総合相談窓口さーくる所長
高橋 信 行 船橋市介護支援専門員協議会

オブザーバー 大門 孝 至 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 健康・高齢部 土屋部長
地域福祉課、地域保健課、障害福祉課 各課担当職員
地域包括支援センター所長（中部・北部）

事務局 地域包括ケア推進課 齋藤課長、窪田課長補佐、後藤課長補佐
ほか職員

次 第 1. 開会
2. 議事
（1）令和4年度の取り組みについて
（2）権利擁護支援定例会議について
（3）専門職研修について
3. 閉会

傍聴者 2名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 窪田課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、今回初めて参加される委員もいらっしゃいますので、本協議会の趣旨についてご説明いたします。

本協議会は認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が低下した人の財産や権利を守るため、船橋市の権利擁護支援の推進を目的として令和3年度に立ち上げを行いました。

昨年度は船橋市の権利擁護事業の指針となる「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、今年度から権利擁護支援に係る「中核機関」の運営及び地域連携ネットワークの構築等、権利擁護支援の体制整備をさらに進めていくこととしております。

地域連携ネットワーク構築の強化という部分においては、今年度、新しい団体の皆様に参画していただいたところでございます。ご多忙の折、お引き受けいただきました皆様には、深く御礼を申し上げます。

それでは新しい委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。名前を呼ばれた方は大変恐れ入りますが、その場で一言お願いいたします。

3号委員 一般社団法人船橋市医師会 赤川 和弘 様

10号委員の船橋市民生児童委員協議会 小島 伸子 様につきましては本日欠席の連絡をいただいております。

11号委員 保健と福祉の総合相談窓口さーくる 島田 将太 様

12号委員 船橋市介護支援専門員協議会 高橋 信行 様

また、船橋市から、地域包括支援センターと生活支援課があらたに加わっております。地域包括支援センターは今回、北部地域包括支援センターと中部地域包括支援センターが参加しております。

続きまして、今回、委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。

名前をお呼びいたしますのでその場で一言お願いいたします。

社会福祉協議会の丸山様に代わりまして、大谷 美香 様。

よろしくお願いいたします。

次に本日の欠席者でございます。「先ほどお伝えさせていただきました小島伸子委員の他、弁護士会代表森本委員、精神保健福祉士代表の赤堀委員」から本日欠席の連絡をいただいております。

続きまして、今年度から地域包括ケア推進課内に権利擁護支援における中核機関の職員として社会福祉士2名を配置しております。担当者は昨年度計画策定の担当

者でございました國島と今年度新たに配置いたしました今泉が担当いたします。

続いて傍聴についてです。本日、2名の傍聴者がいらっしゃいます。会長、入室していただいてよろしいでしょうか

○佐藤会長

それでは傍聴者の入室を許可します。

○事務局（窪田課長補佐）

それでは、傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者、入場）

傍聴者の皆様は、事前にご一読いただいた「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議題に入る前に本日の資料について確認をさせていただきます。配布資料が足りない場合には、事務局で用意させていただきますので、挙手にてお知らせください。

（配付資料確認）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第7条に基づき、会長が議長となり、議事を整理することになっております。会長、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ただいまより、令和4年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開会いたします。それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

議題1である“令和4年度の取り組みについて”事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事

（1）令和4年度の取り組みについて

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局よりご説明いたします。

昨年度につきましては協議会の皆様のお力添えをいただき、“船橋市成年後見制度利用促進基本計画”の策定を無事に終えることができました。改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。

今年度については昨年度策定いたしました計画に基づき、実際に事業がスタートいたします。

今年度は新たな委員様方も加わりますので、新しい事業を実施、運用していくに

あたりまして、皆様方のご意見を頂戴しながら、船橋市の権利擁護支援の推進を実施していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題1について説明いたします。議題1については今年度から船橋市成年後見制度利用促進基本計画がスタートすることから、今年1年間の取り組みについて提示させていただくものです。

資料1をご覧ください。

こちらは昨年度の会議でも同じような資料をご用意させていただいたところですが、複数のカテゴリーに分けて取り組みを記載したものです。

こちらの資料に記載されているものは、船橋市成年後見制度利用促進基本計画にも記載をしているものでございます。

まず、地域連携ネットワークの構築です。地域連携ネットワークの構築についてはこの船橋市権利擁護支援等推進協議会を通して推進を引き続き行ってまいります。資料にあります、相談協力体制の整備では、各専門職の協力をいただきながら、相談事業を実施する体制構築をあげています。

次に中核機関の設置についてです。中核機関は令和4年度、地域包括ケア推進課認知症対策推進内に2名体制でスタートいたします。

2名体制で全ての権利擁護支援の推進を行えるわけではないため、協議会の皆様にお力添えをいただきながら、地域連携ネットワークの中で実施していきたいと考えています。中核機関の名称についてはこれから検討していく予定です。今年度、皆様方のご意見もいただきながら考えてまいります。

続きまして広報啓発です。成年後見制度のパンフレット作成はこれまでも行ってきたものですが、引き続き行っていきます。また、こちらも同様これまで行っているものですが、成年後見制度の市民向け講演会を年2回実施していきます。

次は相談事業・事例検討・後見人支援の実施についてです。事例を検討する会議を6月から実施予定です。専門職の皆さまと困難事例の検討や権利擁護支援の判断に迷うケースの検討、後見人支援等をこの会議で実施していきます。相談事業は中核機関の設置にともない既にアウトリーチ等実施しています。

続いて人材育成です。今年度はまず、一次相談向け専門職研修を実施していきます。また、地域包括支援センターやケアマネジャーに向けても啓発活動の検討を行ってまいります。

市民後見人養成講座については引き続き障害福祉課が行いますが、来年度以降は障害福祉課から事業を引き継ぎ、対象者を障害者だけではなく、高齢者を含めた分野横断的な事業として実施していきます。

最後にさまざまな権利擁護支援の推進です。中核機関の相談の機能と重なる部分でございしますが、成年後見制度だけではなく、日常生活自立支援事業や任意後見制度等様々な権利擁護支援の展開を検討してまいります。

日常生活自立支援事業については昨年度、社会福祉協議会に今後の展望について説明をしていただいたところですが、改めて今年度以降の話をしていただきたく思っております。大谷委員よろしいでしょうか。

○船橋市社会福祉協議会 大谷委員

船橋市社会福祉協議会の大谷と申します。ふなばし高齢者権利擁護センターとして今後の考え方についてお伝えさせていただきたいと思えます。

日常生活自立支援事業ですが、前回、2月の会議の席で質問があったところで、待機者が25名おり、解消に努めますと伝えさせていただいたところですが、現在の待機者数は17名となっております。なお、補足させていただきますと、この待機者の考え方ですが、千葉県後見支援センターの定める数え方となっております。審査会を通過して契約書の判子を押すまでは待機者として数えることになっております。ですので、待機者数が0になるということは今後ありません。私どもとしたしましては、考え方を整理しまして、申し込みをいただいてから調査の日程調整が始まるまでの人については未対応者という言い方をしています。現在未対応者は7名おりまして、こちらの待機者を0にしていきたいと思っています。

新型コロナウイルスの関係で新規の調査活動を停止していたことから、令和3年度は待機者が増えておりましたが、感染拡大に注意しながら新規調査を進めた結果、待機者は減ってきているところです。

人員の確保については、令和5年にプロパー職員2名増員ができれば新規調査に人的資源を投入することができるため、待機者を解消し、新規契約者を20名程度から40名に伸ばしていきたいと考えています。

また、直接の支援を行う生活支援員の確保も重要な課題です。令和3年度の社会福祉協議会広報紙のトップページにて生活支援員の特集記事を掲載したところ、大変大きな反響がありまして、研修を修了した生活支援員の数を増やすことができました。さらには、令和5年度から中核機関が実施予定の権利擁護サポーター養成講座を卒業した方を受け入れさせていただくことでその人材を確保したいと考えております。

今後は中核機関の協力を得ながら、特に介護支援専門員、相談支援専門員に対して本事業の周知を図っていききたいと考えております。

私どものもうひとつの課題である法人後見事業については今申し上げたとおり当面は日常生活自立支援事業の推進を優先し、待機者の解消を最優先に実施していきながら、協議会の皆様と相談しつつ進めさせていただきたいと考えております。

当面は私どもの日常生活自立支援事業で契約継続が困難になった方を対象にスタートし、経験を積んでいきたいと考えています。以上です。

○事務局 (地域包括ケア推進課)

我々の課としてもどのようにサポートできるか模索していきたいと考えております。

大谷委員より権利擁護サポーター養成講座という名称ができましたが、これは先ほど人材育成のところの説明させていただきました、市民後見人養成講座を発展させたもので、より広く権利擁護支援の人材確保ができるよう来年度以降の実施を予定、検討しているものです。養成講座を受けた方が社会福祉協議会の生活支援員や、

船橋市障害者成年後見支援センターのサポート役として活躍していただき、最終目標として市民後見の養成につながるものとして展開していきたいと考えています。

○佐藤会長

ありがとうございました。事務局並びに市社協（社会福祉協議会）のほうから令和4年度の活動方針についての詳しくご説明がございました。多岐にわたりますが、ご出席の委員からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○澁澤委員

社会福祉士会の澁澤です。ご説明の中で既に相談が入っているとのことですが、どんなところから、どんな相談がありましたか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

相談内容につきましては、地域包括支援センターから市長申立てに該当するかどうかというものや、元々地域包括支援センターで困難事例として対応していた案件で、後見人支援を中核機関として引き継ぎ相談対応したものがございました。また、課に成年後見制度に関する問い合わせも入っています。

○澁澤委員

相談の範囲ですが、例えば他市の援護で船橋市内の施設やグループホームに入所している方についても相談してよいのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

実際に他市の援護で市長申立てをどちらの市がするかの相談が病院からあった事例がございました。結果として、他市の援護があり、船橋市として関わりはなかったため、他市に申立てをお願いする結果となりました。

○澁澤委員

わかりました、ありがとうございます。

○佐藤会長

今のケースは援護をしている市に割り振ったということですが、相談を受けたということでもよろしいのでしょうか。澁澤委員の質問は相談してよいのかどうか、ということでしょうか。

○澁澤委員

そうですね。意味としては相談して良いということで分かりました。

○事務局（地域包括ケア推進課）

失礼いたしました、質問の答えとしては相談をしていただいていた構いません。

○澁澤委員

市長申立については現状ケースバイケースとして理解したのですが。

○事務局（地域包括ケア推進課）

これから国として方針を示そうとしている部分ではありますが、現状としては援護の市や居住地、どちらの市も申立てができることになっております。実際の関わりの状況、援護の履歴などに応じて、互いに協議して、決めることとしています。

○澁澤委員

譲り合いではなく、適切な判断で行っていただくことを期待します。

○佐藤会長

中核機関の名前が決まっていないとのことでしたが、どこかで決めないといけな
いかと思います。何か委員の皆様からアイデアはありますでしょうか。

社協の方で権利擁護センターを名乗っておられるため、そこにかぶせることが好
ましくないということで悩んでおられるようですが、私としては「市権利擁護支援
センター」としてかぶっても良いのではないかと思います。お互いに協力しあって
やるわけですから。私の個人的な意見ですが。

いかがでしょうか。矢部委員いかがでしょうか。

○矢部副会長

リーガルサポートの矢部でございます。

確かに、かぶってしまうのは仕方ないのかなという面もあり、市民の方が混乱し
ないよという面もあり、そこで悩んでいるのではないかと思います。検討いた
だきたいのと早く候補が上がってほしいと思います。

○佐藤会長

よろしくご検討のほどお願いします。

他にいかがでしょうか。

市社協の方から日常生活自立支援事業についてご説明がございましたが、こちら
は何かご意見ございますか。

長期的には倍増計画とのこと資料に出ております。4年後、5年後とのことです
ね。それまでどんな状況になっているかわかりませんが、2月の会議で私が言ったか
と思います。未対応者が待ってられないとのこと後見制度に走ってしまうと
いうのはあまり好ましくないで、市社協も大変ではあると思いますが、なるべく
対応できるような努力をしていただきたいと思います。

○矢部副会長

リーガルサポートの矢部と申します。

意見というか感想ですが、今まで日常生活自立支援事業に関しては、具体的な数字が出ていましたが、それがどのような問題をはらみ、どういった対応をすればよいのか、細かい内訳がどうなのかが、正直見えてこなかったところがありました。日常生活自立支援事業は社協の専門分野で、そのなかでちゃんとなされるためお任せという感じでありましたが、今説明を拝聴しまして、広報の反応や支援員の増員、未対応者の内訳など内容がよくわかりました。方向性や我々の具体的な協力が必要などころがわかりやすく、協力していきたいと思いましたが、明確になったと思います。

○佐藤会長

このことについて他はいかがでしょう。

○澁澤委員

日常生活自立支援事業について他の自治体でも聞いたことがあります。生活保護受給の方だと利用料が発生せず、やればやるほど赤字になるという仕組みであると聞いたことがあります。そうなのだとすると、船橋市社協やこの場での問題ではなく、この事業の在り方を何か発信する必要があるのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

○大谷委員

ありがとうございます。生活保護受給者の割合も増えているところで、生活保護受給者の支援が入れば入るほど赤字になるという側面はございます。今千葉県社会福祉協議会の方でも、そういったこと受け、事業に係る予算をつけていかなければいけないということで動いていると聞いています。

○澁澤委員

ありがとうございます。これを強力に進めていくということであれば、県社協とは別に、船橋市から援助をするという、そういった方向もあってもいいのかなと思いました。

○佐藤会長

前任の丸山さんからは半分くらいが生活保護の方だとおっしゃっていました。

全国的にもデータとして半分くらいが生活保護の方です。これはなんでそうなるの、という背後の理由を言い出すと切りがなく、生活支援課がらみの話題でもあり、今日の議題とは違うので横に置いときます。

他にいかがですか。無ければ、次は権利擁護支援の定例会議の議題です。

(2) 権利擁護支援定例会議について

○事務局 (地域包括ケア推進課)

事務局より引き続き議題2「権利擁護支援定例会議」について説明させていただきます。

きます。

こちらは実際に事例を検討する会議で、6月から実施予定のものになります。資料2-1のものをご覧ください。

こちら資料2-1は権利擁護支援業務のフローチャートとして作成したものです。昨年度、原田委員からフローチャートがあった方が良いとのご意見をいただいたことから、新たに定例会議を入れたフローチャートを作成しました。

実際に地域から相談が上がり、中核機関で相談が済むものもあれば、困難性がある事例については他機関と連携したり、地域の支援会議で揉んだりということが想定されますが、その部分の支援ネットワークとして、権利擁護支援定例会議と専門職相談というものを用意しております。

この二つについては各専門職団体にご参画のご協力いただきました。誠にありがとうございます。

定例会議の方は6月から実施いたします。権利擁護支援の検討、困難事例の検討、法人後見の支援も含む後見人支援、意思決定支援の会議を行うこととしています。ゆくゆくはこの会議で受任調整、マッチングのところまで発展させていきたいと考えています。

専門職相談は、定例会議が3か月に1回なので、その間を埋めるような会議で、アドバイザーという形で専門職の方からご助言をいただき対応していくスキームでございます。場合によっては専門職相談で判断された内容を定例会議に挙げ、事例を揉んでいくということもあります。

もしくは、地域の会議体、地域ケア会議などの会議体に司法の専門職がアウトリーチして、地域の支援者に対しての助言を行っていくという形もございます。

このような形で実施、運用を進めていきますが、船橋市権利擁護支援等推進協議会で事業のモニタリング、事業の見直しの協議を行っていきたいと考えております。

この権利擁護支援定例会議と専門職相談に使用する帳票について、資料2-2をご覧ください。

連絡票（案）と記載がされているものです。専門職相談を各専門職の皆様に依頼する際に使用する書式です。資料2-3は権利擁護支援定例会議ケースシートと記載されているものです。こちらは定例会議で使用する様式として考え、提案するものです。この様式は国の研修での様式を参考にしながら、必要事項が記載できるような形で作成しております。事例を挙げたいという人が躊躇しないようにという考えから、記載の負担を考え、あまり細かくならないように、まずは事例を会議に出してもらうため、あっさりとした項目にしました。実際に会議の中で質問等を行いながら事例を深めていきたいと考えています。

資料2-4についてはケースシートを補完する形で課題の整理が出来ればということで課題チェックシートを作成しております。

これらの書類を活用し事例検討をしたいと考えていますが、必ずこのケースシート、チェックシートを使用するというものではございません。場合によっては他のフェイスシートを利用することもあるかと思いますが、基本としてこのケースシートを活用するという形での提案でございます。

6月2日が初回の定例会議としておりますが、委員の皆様からご意見いただきたく思います。よろしく申し上げます。

○佐藤会長

ありがとうございました。定例会議についてのご説明、資料を含めてのお話でしたが、委員の皆様からご質問、ご意見はございましたらお願いします。

○赤川委員

医師会の赤川です。

チェックシートの6番7番の項目のあたりが権利擁護の大きなところかと思えます。意思決定支援について私たち専門医は「意思決定が出来ない」という項目を入れた方がいいと考えます。「確認していない」ということより、本人の意思決定能力がない、ということがはっきりした方が、支援の方向性がクリアになると考えています。ご検討ください。

○佐藤会長

資料2-4の、6 意思決定支援ですね。

医療の立場とそうでない立場でのずれがあるかと思いますが、医療の立場から見たら、意思決定能力がないという項目はありうるというご意見ですね。

○赤川委員

そうですね。成年後見制度の診断書においても意思決定ができないという項目がありません。

○佐藤会長

これは今の裁判所の感覚であると考えられますが、全くないという考え方をとらないということです。

○赤川委員

精神科医の立場ですと、後見というのは意思決定が出来ないという判断の方がブレがないということです。私見になるかもしれませんが、後見ないし保佐は出来ないということを明確にしてからでないと、後々の運用が難しくなっていくかと思えます。

以前は後見制度の診断書に「出来ない」という項目がありましたが、精神保健指定医だけでなく一般科の医師も書いているようなので、その部分があいまいになっているように思います。但し書きで「出来ない」ということを記載したりしますが、僕らの立場でしか言わないかもしれない意見です。

○佐藤会長

医療関係者の立場ですとそのように捉えられるところかと思いますが、この部

分についてはおそらく障害者権利条約の影響かと思います。

現在、どんな立場、立ち位置の方であっても、なんらかの能力があるという考え方に法律家は立っておりまして、それで書式が変更されているのかと思います。

立ち位置が違ふと見方も違ふので、事務局も判断に悩まれるかと思いますが、赤川先生の意見を踏まえて検討してみましようか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

質問です。意思決定が出来ないという項目ですが、支援者として意思決定ができるのか、出来ないのかという判断は難しく、赤川先生に相談をすることもありました。（精神科医ではない）素人としての判断として、チェックを入れるとすると悩んでしまうのですがその部分はどのように考えたらよろしいでしょうか。

○赤川委員

意思決定については、診断書の中では、自己の財産を管理、処分する能力についての能力としています。日常の生活の中で自分の意思に従って生活を営むということは別の次元で考えなければいけない。あくまでも、自分の力で守るべきものを守れないという解釈ではないかと思っています。

診断書の短い情報だけでは、出来ないと言い切った方が、ご本人を守りやすい、第三者が守ってしかるべきだということが明確になるのかなと思います。

○佐藤会長

今の権利擁護支援は、財産の管理という問題に限ってという立ち位置を取っておらず、日常生活全般にわたってどんな思いでいるのかということを考えます。日常生活も射程に入れるという考えなので、書き方としては「本人の意思を確認が出来ない」ということで、「確認していない」と「確認できない」という項目になるのでしょうか。

○赤川委員

なぜこのような意見をしたかという、この次の7の項目がポイントで、この項目の権利を守るとなったときに待たないでやらないといけない。ですから、ここをスムーズに行うため意見をさせていただいた。高齢者の事案は若くなく、迅速に行う必要がある。迅速に動かないと財産がなくなってしまうこともある。支援が迅速に行えるように、必要なことだと考えます。

○佐藤会長

本人の意向に添って進められないこともある。それは支援の必要性、救済の必要性の問題だと思います。書式の在り方として難しい問題ではありますが、検討いただければと思います。他に何か意見はございますか。

○澁澤委員

フェイスシートについてです。昨年度から刑務所回りの支援をしていてライフストーリーを書いてもらっている。それを見ると、人となりがよく分かり、とても良いと思いました。相談の内容にもよると思うが、対象者の人となりが分かるようなもの、もう少し生活歴を書く項目のボリュームがあればよいのではないか。人となりが分かると支援に活かすことができるのでご検討ください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

意思決定が難しければ意志推定をしていかなければならない。そのうえでストーリーはとても重要な情報と考えます。ボリュームについては検討していきたいと思っています。

○佐藤会長

事例の会議、定例会議では他の情報シートなどの活用や、中核機関の職員が支援者から情報を中核機関が取ることもできる。記入者の負担を考えると情報をどこまで求めるか難しいところではあるが、臨機応変にできたらというところではないでしょうか。

○原田委員

このフェイスシートは権利擁護全体を示していると思うが、成年後見制度の申立てにも絡んでくるものだと思います。今後、定例会議などで市長申立ての検討や受任者調整などを行うのであれば、市長申立ての項目や報酬助成、本人に対する費用求償等の項目などが必要になってくるのではないのでしょうか。先々の話になるかと思いますが、ご検討いただければと思います。

○佐藤委員

連絡票は定例会議に参加する専門職に送るものでよろしいですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事例発表者が作成し、定例会議に出席する専門職にお送りするものです。必要に応じて、追加の情報をとることは可能です。

○佐藤委員

フェイスシートの書く量が多いと事例提出者が負担。バランス取りながらになるのでしょうか。

○さーくる島田委員

相談員として作ると考えた場合、負担は感じると思います。普段の業務で利用しているフェイスシートなどを使ってもよければ、事例提出者の負担も軽減できるのではないのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

まずは事例を提出していただくことが大切ですので、既存のものでも構わないと思っています。

○澁澤委員

検討する事例によって、深めるところが違う。必要な情報は違うと思いますので、中核機関の聞き取りや課題に応じた資料を準備していただくことが大切なのかと思います。

○野口委員

新たにシートを埋めるのはとても大変。何度も話を重ねていくことで少しずつ情報を把握する場合があります。

○佐藤委員

スタート時点のひとつの考え方としてご理解をいただければと思います。実際には柔軟に進めていくことになると思います。

守秘義務の問題もありますが、会議ではそれぞれの職種ごとに守秘義務があると思いますので、その部分の課題はクリアできるのではないかと考えています。

続きまして議題3、専門職研修についてお願いいたします。

（3）専門職研修について

○事務局（地域包括ケア推進課）

今泉と申します。私から今年度予定しております、専門職向け研修について説明いたします。

資料3をご覧ください。

船橋市成年後見利用促進基本計画においては、課題として「必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない」、「様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない」「権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない」ということが挙げられ、その課題に対するものとして、資料3に記載の方針を掲げております。

取り組みとしては支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備、本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備、権利擁護支援に携わる人材の育成を行うこととしております。

人材育成と地域連携ネットワーク構築のためには、まず一次相談機関に向けて研修を行うことが効果的と考えております。

一次相談機関は権利擁護に関して重要な機関でございますので、権利擁護の相談支援における視点の共通理解を図ることを目的として考えています。

続きまして資料3の裏をご確認ください。研修内容として権利擁護の支援における視点案を記載しております。

視点とはアセスメント力の向上と支援に対しての心持ちの意味として考えており

ます。

権利擁護支援においては、ご本人が自身の意向を示せないことも多く、課題解決や支援者の都合により、支援者主導になる要素が多くあると考えられます。

状況に応じて支援者主導となることが必要な時もありますが、その見極めのために必要な情報や気づきが研修で得られるものにしたいて考えております。

従来権利擁護に関する相談業務を実施している相談機関もございますが、あらためて権利擁護のニーズや成年後見制度の理解を深め、支援者の課題を解決するための制度利用ではなく、どのような方策で本人らしい生活を支援していくのか、また中核機関、他の専門職とともに分析していくということも研修でお示ししていきたいと考えております。

研修は今年度秋以降で一次相談機関同士の顔の見える関係づくりとしても活用したいため、原則対面講義形式で考えております。

専門職向け研修については以上でございます。

○佐藤会長

何かご意見等ございますのでしょうか

○赤川委員

医師が権利擁護についてどのように関わるのかというと、成年後見の診断書の記載、知的障害者の年金の診断書、免許更新の可否判断等を求められています。精神活動性の判断というところで、精神科の医師が専権事項だと思っているがそこがうまく伝わっていない。行政の事業など、いろいろな知識の啓蒙や、いろいろ見立てなど提示できるものがあるとよいと思います。

○佐藤会長

医師向けの研修を考えてもいいということでしょうか

○赤川委員

人の人権を踏みにじるみたいな医師の感覚があって、行動制限、財産の第3者の管理など、なかなか踏み込めない部分があります。医師にも権利擁護に関する知識を持っていただいて、そのような課題に対して向き合ってもらいたいと考えます。興味のある先生に参加していただければ。

○濫澤委員

実際に後見人をやってらっしゃる方の研修はお考えでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

今年、専門職向け研修を実施いたしますが、来年度、後見人向けの研修を検討しています。隔年で行っていく予定です。

○澁澤委員

社会福祉士会では後見を受けている社会福祉士の相談を受けていますが、他の士業の人と関わりを持つことで視点が広がるのではないかと思います。船橋市の仕組みの中でいろいろな後見人が出会えるような場が出来ればよいのではないかと思います。

○矢部副会長

専門職研修は今年1回ということですが、資料では地域包括支援センターやケアマネジャーへの啓発活動と書いてあります。専門職研修との関係性を教えてもらいたい。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括支援センターやケアマネジャーについては市の事業説明をする場面がところどころありますので、そういった場をお借りして周知啓発等を行っていくものです。

○矢部副会長

中核機関の職員が2人ということですが、さまざまな事業を盛り込みすぎると機能しなくなってしまうのではないかと。動くのは地域包括支援センターなどの一次相談機関が理想かと思っている。そういった意味では一次相談向け研修は有効だと考えます。

○高橋委員

ケアマネジャーをさせていただいておりますが、判断能力が低下した人で財産管理できず対応に困るケースはたくさんある。中核機関と関わりが増えていくことで支援の中でも助けられることもあると思う。本日は勉強させていただいたので、ケアマネ協議会へ報告していきたいと思います。

○佐藤委員

千葉家庭裁判所から何かありますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所

大門です。これまでは浦安の協議会に参加させていただいていた。昨年、社会福祉協議会から、法人後見としての活動を開始したい旨及び市民後見人の育成も開始したい旨聞いていたが、そのスケジュール感と、それに対し、船橋市としてどのようなサポート等を行っていく予定なのか、お話を伺いたい。

○事務局（地域包括ケア推進課）

船橋市といたしましては、社会福祉協議会には法人後見の前に、権利擁護の入口の部分である日常生活自立支援事業に力を入れていってもらいたいと考えておりま

す。その部分においてのサポートは市としても検討していきます。日常生活自立支援事業の充実を目指し、ゆくゆくは法人後見の実施や市民後見人の養成に繋げていきたいと考えております。

○佐藤会長

法人後見はすぐにできるものではない。やるとしても10年以上かかります。ですので、まずは日常生活自立支援事業から推進していくものとお聞きしているところでございます。

それでは最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

3. 閉会

○事務局（窪田課長補佐）

事務局です。

本日はお忙しい中、令和4年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

次回の協議会につきましては11月10日（木）14時を予定しております。正式な開催通知は近くなりましたら改めてご案内をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。

事務局からは以上です。

○佐藤会長

本日の会議は以上でございます。ありがとうございました。